

奈良市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）第2条第5項の規定により公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業において骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供を行った者に対し、予算の範囲内において奈良市骨髄移植ドナー支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、当該提供を行った者の経済的負担の軽減を図り、もって骨髄等の移植を推進することを目的とする。

(対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 骨髄ドナー（骨髄バンクを介して骨髄等の提供を完了した者をいう。）
- (2) 骨髄等を提供した日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成金の対象者としな

- (1) 奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (2) 助成金の交付申請に係る骨髄等の提供に対し、他の自治体等が実施する同様の助成金の交付を受けた者

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、2万円に次に掲げる日数の総数を乗じて得た額とし、1回の骨髄等の提供につき14万円を限度とする。ただし、骨髄等の採取のための手術又はこれに関連した医療処置によって生じた健康被害に係る通院及び入院に要した日数を除くものとする。

- (1) 健康診断のための通院（医師等の面談を含む。）日数
- (2) 自己血貯血のための通院（医師等の面談を含む。）日数
- (3) 骨髄等の採取のための入院（医師等の面談を含む。）日数
- (4) 前3号に掲げるもののほか、骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院、入院又は面談に要した日数

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、骨髄等を提供した日から1年以内に奈良市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供に係る通院、入院及び面談をした日を証する書類

(2) 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、速やかに内容の審査を行い、助成金の交付を決定したときは奈良市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により、助成金を交付することが適当でないとしたときは奈良市骨髄移植ドナー支援事業助成金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付請求等）

第6条 前条の規定により、助成金の交付決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、奈良市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付請求書（別記第4号様式）を市長に提出し、助成金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、助成決定者に対し、助成金の交付を行うものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第7条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) その他この要綱に違反したとき。

2 市長は、前条の規定による助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成決定者に対し、奈良市骨髄移植ドナー支援事業助成金助成金返還命令書（別記第5号様式）により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和2年4月1日以後に骨髄等を提供した場合における助成金の算定の基礎となる日数は、同日前

の当該骨髄等の提供に要した面談、通院及び入院日数を含むものとする。

附 則

この告示は、令和2年6月1日から施行し、この告示による改正後の奈良市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱の規定は、同年4月1日以降の申請に係る助成金から適用する。

別記

第1号様式（第4条関係）

奈良市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

(申請者) 住 所

氏 名

㊞

生年月日

年

月

日

電 話

奈良市骨髓移植ドナー支援事業助成金の交付について、奈良市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 申請内容

| | |
|---|--|
| 助 成 金 申 請 額 | |
| 骨 髄 等 を 提 供 し た 日 の 住 所 | |
| 骨 髄 等 の 提 供 日 | |
| 骨 髄 等 の 提 供 に 係 る 入 院 を し た 期 間 | |
| 骨 髄 等 の 提 供 に 係 る 通 院 、 及 び 面 談 を し た 日 | |
| 申 請 の 対 象 と な る 合 計 日 数 | |

2 添付書類

- (1) 骨髓バンクが発行する証明書
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 同意・誓約事項

- (1) 私は、要綱第2条第1項第2号の確認のために住民基本台帳の調査に同意します。
- (2) 私は、奈良市が骨髓バンクに対して、要綱第3条各号について照会し、確認することに同意します。
- (3) 私は、他の自治体等が実施する同様の助成金を受けていないことを誓約します。
- (4) 私は、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないことを誓約します。また、奈良市が奈良警察署等に対して当該事項を照会し、確認することに同意します。

署名欄

第2号様式（第5条関係）

奈良市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付決定通知書

奈良市指令 第 号

住 所
氏 名

年 月 日付け助成金交付申請について、奈良市骨髓移植ドナー事業
助成金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり助成金を交付することと決定しました
ので通知します。

年 月 日

奈良市長 印

- 1 助成金の名称 奈良市骨髓移植ドナー支援事業助成金
- 2 交付決定額 円

第3号様式（第5条関係）

奈良市骨髓移植ドナー支援事業助成金不交付決定通知書

奈良市指令 第 号

住 所

氏 名

年 月 日付け助成金交付申請について、奈良市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付要綱第5条の規定に基づき、下記の理由により不交付と決定しましたので通知します。

年 月 日

奈良市長

印

記

- 1 助成金の名称 奈良市骨髓移植ドナー支援事業助成金
- 2 不交付の理由

奈良市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付請求書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

(請求者) 住 所
氏 名 ⑩
生年月日 年 月 日
電 話

奈良市骨髄移植ドナー支援事業助成金について、奈良市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求内容

| | |
|---------|---|
| 請 求 金 額 | 円 |
|---------|---|

2 振込先口座

| | | | | | | | | | |
|------------------|--|--|--|-----|-----------|--|--|------|-------|
| 金融機関名 | | | | | | | | | |
| 店 番 | | | | 支店名 | 本店・支店・出張所 | | | | |
| 口座番号 | | | | | | | | 口座種別 | 普通・当座 |
| フリガナ | | | | | | | | | |
| 口座名義人 (申請者本人) | | | | | | | | | |

※ ゆうちょ銀行の場合は、店番を必ず記入してください。

年 月 日

様

奈良市長

印

奈良市骨髓移植ドナー支援事業助成金返還命令書

年 月 日付けで交付決定した助成金につきましては、奈良市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付要綱第7条第2項の規定により下記のとおり当該助成金の返還を命じます。

記

1 返還金額

2 返還期限

3 返還理由

4 返還方法